

改正案	現行
<p style="text-align: center;">北彩都あさひかわ広告景観整備地区基本方針</p> <p>第1 広告景観整備地区の指定</p> <p>1 広告景観整備地区の名称 北彩都あさひかわ広告景観整備地区（以下「北彩都整備地区」という。）</p> <p>2 北彩都整備地区に指定する土地の区域 <u>宮下通3丁目から16丁目までの各一部、南6条通及び南7条通の17丁目及び18丁目の各一部、宮前1条1丁目から4丁目までの各全部並びに宮前2条1丁目から3丁目までの各一部</u>であって別図に示す区域</p> <p>第2 北彩都整備地区の基本方針</p> <p>1 屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針</p> <p>北彩都整備地区は、旭川駅周辺の都市機能の充実を図るとともに、忠別川の自然環境を生かした美しく魅力的でにぎわいのある新たな都市景観の形成を図るため、景観を構成する重要な要素である屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置について基本方針を定めることにより、良好な広告景観の形成を推進するものとする。</p> <p>広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針については、次の各号に掲げるまちづくりの特性に合わせて定める地区の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 一般地区</p> <p>都心に隣接することで、快適で安心して暮らすことができる新たな生活空間を創出するため、控えめな大きさで、周辺環境と調和するよう誘導し、美しく統一感のある街並みの形成を目指す。</p> <p>(2) 賑わい景観誘導地区</p> <p>多くの人が回遊するにぎわいのある都市的な空間を創出するため、広告景観の向上に資するよう誘導し、優れた形態意匠の広告物又は掲出物件を積極的に活用した街並みの形成を目指す。</p> <p>(3) 緑景観創出地区</p> <p>緑を主体とした落ち着いた空間を創出するため広告景観の整序を図り、自然と融合する街並みの形成を目指す。</p> <p>2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用範囲</p>	<p style="text-align: center;">北彩都あさひかわ広告景観整備地区基本方針</p> <p>第1 広告景観整備地区の指定</p> <p>1 広告景観整備地区の名称 北彩都あさひかわ広告景観整備地区（以下「北彩都整備地区」という。）</p> <p>2 北彩都整備地区に指定する土地の区域 <u>宮下通3丁目の一部、宮下通4丁目から6丁目までの各全部、宮下通7丁目から19丁目までの各一部、南6条通16丁目から18丁目までの各一部、南7条通17丁目及び18丁目の各一部並びに宮前通東及び西の各一部</u>であって別図に示す区域</p> <p>第2 北彩都整備地区の基本方針</p> <p>1 屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針</p> <p>北彩都整備地区は、旭川駅周辺の都市機能の充実を図るとともに、忠別川の自然環境を生かした美しく魅力的で賑わいのある新たな都市景観の形成を図るため、景観を構成する重要な要素である屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置について基本方針を定めることにより、良好な広告景観の形成を推進するものとする。</p> <p>広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針については、次の各号に掲げるまちづくりの特性に合わせて定める地区の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 一般地区</p> <p>都心に隣接することで、快適で安心して暮らすことができる新たな生活空間を創出するため、控えめな大きさで、周辺環境と調和するよう誘導し、美しく統一感のある街並みの形成を目指す。</p> <p>(2) 賑わい景観誘導地区</p> <p>多くの人が回遊する賑わいのある都市的な空間を創出するため、広告景観の向上に資するよう誘導し、優れた形態意匠の広告物又は掲出物件を積極的に活用した街並みの形成を目指す。</p> <p>(3) 緑景観創出地区</p> <p>緑を主体とした落ち着いた空間を創出するため広告景観の整序を図り、自然と融合する街並みの形成を目指す。</p> <p>2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用範囲</p>

改正案	現行
<p>(1) 一般地区 次号及び第3号以外の次に掲げる区域</p> <p>ア 一般A地区 平成15年旭川市告示第112号(以下「北彩都地区告示」という。)に規定する北彩都都心居住A地区、北彩都沿道地区(宮前通<u>地区</u>を除く。)、北彩都住宅A地区及び北彩都住宅B地区であって別図に示す区域</p> <p>イ 一般B地区 ア以外の別図に示す区域</p> <p>(2) 賑わい景観誘導地区 <u>駅北広場、宮下通7丁目から9丁目及び鉄道高架下の一部、北彩都地区告示に規定する北彩都テーマ地区の歩行者専用道路並びに宮下通、宮下通10・14丁目間1号線</u>、宮前通及び大雪通であって別図に示す区域</p> <p>(3) 緑景観創出地区 南6条通、新成橋通、中央橋通、<u>永隆橋通、宮前公園、駅南広場</u>、北彩都地区告示に規定する北彩都シビックコア地区及び北彩都リバーフロント地区の一部であって別図に示す区域</p> <p>3 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>北彩都整備地区の広告物の表示又は掲出物件の設置は、第2の1各号の地区の区分にかかわらず、次のア、イ及びウのいずれにも適合するものであること。</p> <p>ア 広告物又は掲出物件の色彩は、周辺環境と調和する色彩を使用すること。</p> <p>イ 広告物又は掲出物件の照明装置は、黄白色の暖色系の光源を使用し、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 広告物又は掲出物件の内部からこれらを透過して発光しないこと。</p> <p>(イ) 広告物又は掲出物件の照明及びこれらの周囲に配置された照明、広告物を照らす照明は、点滅又は回転しないこと。</p> <p>ウ 広告物の表示内容に動きがないものであること。</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>広告物の表示又は掲出物件の設置に関する個別基準は、第2の1に掲げる区分に応じ別表に定める基準によるものとする。</p> <p>4 共通基準及び個別基準を適用しない場合の措置</p> <p><u>市長は、次に掲げるものについては、第2の3の基準の適用を除外することができる。</u></p> <p>(1) <u>駅北広場、駅南広場、北彩都リバーフロント地区、北彩都テーマ地区の歩行者専用道路及び北彩都シビックコア地区の地区施設内で実施するイベント等に関する広告物</u></p> <p>(2) <u>賑わい景観誘導地区内で実施するイベント等に関する簡易広告物(広告幕を除く。)</u></p>	<p>(1) 一般地区 次号及び第3号以外の次に掲げる区域</p> <p>ア 一般A地区 平成15年旭川市告示第112号(以下「北彩都地区告示」という。)に規定する北彩都都心居住A地区、北彩都沿道地区(宮前通を除く。)、北彩都住宅A地区及び北彩都住宅B地区であって別図に示す区域</p> <p>イ 一般B地区 ア以外の別図に示す区域</p> <p>(2) 賑わい景観誘導地区 <u>駅前広場及び宮下通沿道、駅部高架下の一部</u>、北彩都地区告示に規定する北彩都テーマ地区の歩行者専用道路沿道並びに<u>区画道路NO2</u>、宮前通及び大雪通沿道であって別図に示す区域</p> <p>(3) 緑景観創出地区 南6条通、新成橋通、中央橋通、<u>忠別川リバーフロント地区及び北彩都地区告示に規定する北彩都シビックコア地区</u>であって別図に示す区域</p> <p>3 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>北彩都整備地区の広告物の表示又は掲出物件の設置は、第2の1各号の地区の区分にかかわらず、次のア、イ及びウのいずれにも適合するものであること。</p> <p>ア 広告物又は掲出物件の色彩は、周辺環境と調和する色彩を使用すること。</p> <p>イ 広告物又は掲出物件の照明装置は、黄白色の暖色系の光源を使用し、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 広告物又は掲出物件の内部からこれらを透過して発光しないこと。</p> <p>(イ) 広告物又は掲出物件の照明及びこれらの周囲に配置された照明、広告物を照らす照明は、点滅又は回転しないこと。</p> <p>ウ 広告物の表示内容に動きがないものであること。</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>広告物の表示又は掲出物件の設置に関する個別基準は、第2の1に掲げる区分に応じ別表に定める基準によるものとする。</p> <p>4 共通基準及び個別基準を適用しない場合の措置</p> <p><u>市長は、表示又は設置しようとする広告物若しくは掲出物件が、良好な広告景観の形成に資する優れた形態意匠を有するものであると別に定めるところにより認めるときは、次に掲げるものについて第2の3の基準の全部又は一部の適用を除外することができる。</u></p> <p>(1) 広告物又は掲出物件の色彩</p> <p>(2) 賑わい景観誘導地区の区域内において表示し、又は設置する簡易広告物</p>

改正案	現行
<p data-bbox="203 220 315 240">5 経過措置</p> <p data-bbox="219 261 999 448">この基本方針の施行の際、現に北彩都整備地区において旭川市屋外広告物条例又は北彩都あさひかわ地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された旭川圏都市計画北彩都あさひかわ地区計画で定められた地区整備計画をいう。）の規定により表示し、又は設置している広告物若しくは掲出物件については、当該基本方針にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。</p>	<p data-bbox="1037 220 1149 240">5 経過措置</p> <p data-bbox="1052 261 1832 448">この基本方針の施行の際、現に北彩都整備地区において旭川市屋外広告物条例又は北彩都あさひかわ地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された旭川圏都市計画北彩都あさひかわ地区計画で定められた地区整備計画をいう。）の規定により表示し、又は設置している広告物若しくは掲出物件については、当該基本方針にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。</p>

改正案

別表

区分	基準		
	一般地区	賑わい景観誘導地区	緑景観創出地区
固定 地上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1面の表示面積が15平方メートル以内で、かつ、表示面積30平方メートル以内のものであること。 高さが10メートル又は建築物の高さのいずれか小さい数値以下のものであること。 一の敷地につき1個（同一の敷地内に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置する場合は2個以内）の設置であること。 地盤面から表示又は掲出ができるもので、鉛直面に投影した形状が四角形のものであること。 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1面の表示面積が15平方メートル以内で、かつ、表示面積30平方メートル以内であること。ただし、大雪通沿道については1面の表示面積が30平方メートル以内で、かつ、表示面積60平方メートルのものであること。 高さが10メートル又は建築物の高さのいずれか小さい数値以下のものであること。ただし、大雪通沿道については10メートル以下のものであること。 一の敷地につき1個（同一の敷地内に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置する場合は2個以内）の設置であること。 地盤面から表示又は掲出ができるもので、鉛直面に投影した形状が四角形のものであること。ただし、大雪通沿道についてはこの限りではない。 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積10平方メートル以内のものであること。 高さが5メートル以下のものであること。 一の敷地につき1個（同一の敷地内に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置する場合は2個以内）の設置であること。 地盤面から表示又は掲出ができるもので、鉛直面に投影した形状が四角形のものであること。 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。
屋上広告物	表示又は設置できないものとする。		
壁面 建築物 その他の工 作物の壁 面に表示 され、又 は取り付 けられた もの	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積が取付け壁面の面積の3分の1又は50平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。 地上からの高さが10メートル以下の壁面の部分に表示 	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積が取付け壁面の面積の3分の1又は50平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。 地上からの高さが10メートル以下（駅前広場沿道及び 	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積が1壁面あたり10平方メートル以内のものであること。 地上からの高さが10メートル以下の壁面の部分に表示し、又は設置するものであること。ただ

現行

別表

区分	基準		
	一般地区	賑わい景観誘導地区	緑景観創出地区
固定 地上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1面の表示面積が15平方メートル以内で、かつ、表示面積30平方メートル以内のものであること。 高さが10メートル又は建築物の高さのいずれか小さい数値以下のものであること。 一の敷地につき1個（同一の敷地内に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置する場合は2個以内）の設置であること。 地盤面から表示又は掲出ができるもので、鉛直面に投影した形状が四角形のものであること。 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1面の表示面積が15平方メートル以内で、かつ、表示面積30平方メートル以内であること。ただし、大雪通沿道については1面の表示面積が30平方メートル以内で、かつ、表示面積60平方メートルのものであること。 高さが10メートル又は建築物の高さのいずれか小さい数値以下のものであること。ただし、大雪通沿道については10メートル以下のものであること。 一の敷地につき1個（同一の敷地内に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置する場合は2個以内）の設置であること。 地盤面から表示又は掲出ができるもので、鉛直面に投影した形状が四角形のものであること。ただし、大雪通沿道についてはこの限りではない。 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積10平方メートル以内のものであること。 高さが5メートル以下のものであること。 一の敷地につき1個（同一の敷地内に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置する場合は2個以内）の設置であること。 地盤面から表示又は掲出ができるもので、鉛直面に投影した形状が四角形のものであること。 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。
屋上広告物	表示又は設置できないものとする。		
壁面 建築物 その他の工 作物の壁 面に表示 され、又 は取り付 けられた もの	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積が取付け壁面の面積の3分の1又は50平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。 地上からの高さが10メートル以下の壁面の部分に表示 	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積が取付け壁面の面積の3分の1又は50平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。 地上からの高さが10メートル以下（駅前広場沿道及び 	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積が1壁面あたり10平方メートル以内のものであること。 地上からの高さが10メートル以下の壁面の部分に表示し、又は設置するものであること。ただ

改正案

現行

し、又は設置するものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

3 建築物の2階以上の窓面の外側を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

4 建築物等の外壁を下地とし、切り文字又は箱文字で表示するものであること。この場合において、広告物の下地の色は当該外壁と同色とする。

5 同一壁面に同一内容のものを2個以上設置しないものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

宮下通沿道である場合は20メートル以下)の壁面の部分に表示し、又は設置するものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

3 建築物の2階以上の窓面の外側を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

4 建築物等の外壁を下地とし、切り文字又は箱文字で表示するものであること。この場合において、広告物の下地の色は当該外壁と同色とする。

5 同一壁面に同一内容のものを2個以上設置しないものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

し、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

3 建築物の2階以上の窓面の外側を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

4 建築物等の外壁を下地とし、切り文字又は箱文字で表示するものであること。この場合において、広告物の下地の色は当該外壁と同色とする。

5 同一壁面に同一内容のものを2個以上設置しないものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

建築物等の壁面から突き出して設置されるもの

表示又は設置できないものとする。ただし、一般A地区において次に掲げるものを表示し、又は設置する場合にはこの限りではない。

1 建築物等の壁面からの出幅が1メートル以内で、かつ、その上端までの高さが10メートル以下のものであること。

2 取付け壁面1面につき1個(同一壁面に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置するものにあつては2個)以内の表示又は設置であること。

3 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。

1. 建築物等の壁面からの出幅が1メートル以内で、かつ、その上端までの高さが10メートル以下のものであること。

2 取付け壁面1面につき1個(同一壁面に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置するものにあつては2個)以内の表示又は設置であること。

3 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。

表示又は設置できないものとする。

建築物等の壁面から突き出して設置されるもの

表示又は設置できないものとする。ただし、一般A地区において次に掲げるものを表示し、又は設置する場合にはこの限りではない。

1 建築物等の壁面からの出幅が1メートル以内で、かつ、その上端までの高さが10メートル以下のものであること。

2 取付け壁面1面につき1個(同一壁面に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置するものにあつては2個)以内の表示又は設置であること。

3 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。

1 建築物等の壁面からの出幅が1メートル以内で、かつ、その上端までの高さが10メートル以下のものであること。

2 取付け壁面1面につき1個(同一壁面に2以上の事務所若しくは営業所等が共同で表示し、又は設置するものにあつては2個)以内の表示又は設置であること。

3 宮前通又は区画道路NO2号については、別に定める形態意匠による飾り看板であること。

4 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内であること。

表示又は設置できないものとする。

し、又は設置するものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

3 建築物の2階以上の窓面の外側を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

4 建築物等の外壁を下地とし、切り文字又は箱文字で表示するものであること。この場合において、広告物の下地の色は当該外壁と同色とする。

5 同一壁面に同一内容のものを2個以上設置しないものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

宮下通沿道である場合は20メートル以下)の壁面の部分に表示し、又は設置するものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

3 建築物の2階以上の窓面の外側を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

4 建築物等の外壁を下地とし、切り文字又は箱文字で表示するものであること。この場合において、広告物の下地の色は当該外壁と同色とする。

5 同一壁面に同一内容のものを2個以上設置しないものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

し、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

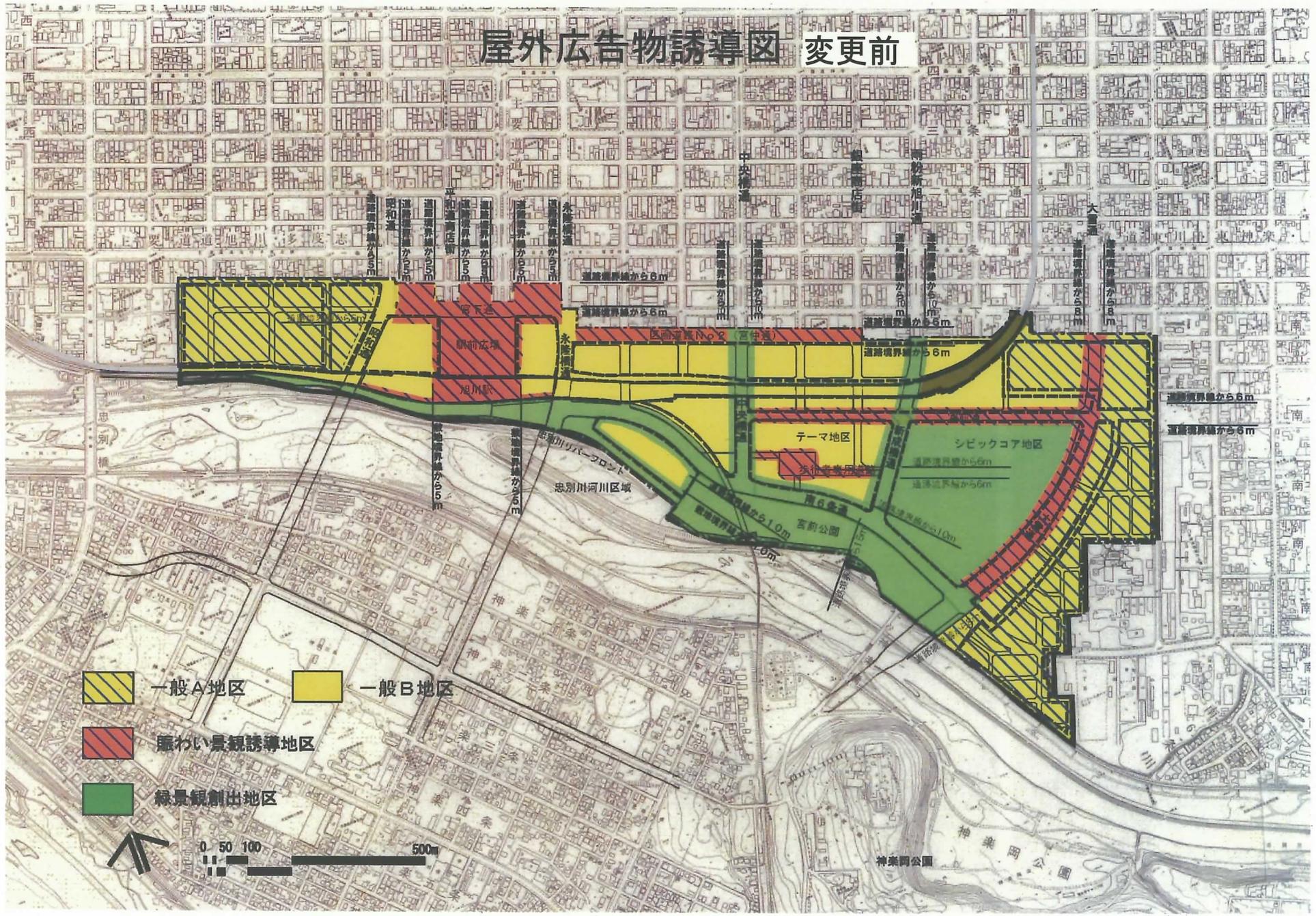
3 建築物の2階以上の窓面の外側を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

4 建築物等の外壁を下地とし、切り文字又は箱文字で表示するものであること。この場合において、広告物の下地の色は当該外壁と同色とする。

5 同一壁面に同一内容のものを2個以上設置しないものであること。ただし、建築物又は施設の名称若しくはシンボルマークについてはこの限りではない。

改正案				現行			
簡易広告物	<p>表示又は設置できないものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>1 立看板</p> <p>(1) 縦1.2メートル(脚の長さを含む。)以内及び横0.9メートル以内のもので、道路と平行に立てかけられるものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p> <p>(3) 一事業者につき1個(共同で設置する場合は2個以内)の設置であること。</p> <p>2 日除けテント</p> <p>(1) 鉛直面に表示するものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p>	<p>表示又は設置できないものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>1 立看板</p> <p>(1) 縦1.2メートル(脚の長さを含む。)以内及び横0.9メートル以内のもので、道路と平行に立てかけられるものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p> <p>(3) 一事業者につき1個(共同で設置する場合は2個以内)の設置であること。</p> <p>2 日除けテント</p> <p>(1) 鉛直面に表示するものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p>	表示又は掲出できないものとする。	簡易広告物	<p>表示又は設置できないものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>1 立看板</p> <p>(1) 縦1.2メートル(脚の長さを含む。)以内及び横0.9メートル以内のもので、道路と平行に立てかけられるものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p> <p>(3) 一事業者につき1個(共同で設置する場合は2個以内)の設置であること。</p> <p>2 日除けテント</p> <p>(1) 鉛直面に表示するものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p>	<p>表示又は設置できないものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>1 立看板</p> <p>(1) 縦1.2メートル(脚の長さを含む。)以内及び横0.9メートル以内のもので、道路と平行に立てかけられるものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p> <p>(3) 一事業者につき1個(共同で設置する場合は2個以内)の設置であること。</p> <p>2 日除けテント</p> <p>(1) 鉛直面に表示するものであること。</p> <p>(2) 使用する色彩は、彩度の高い色の占める割合が1面の表示面積の2分の1以内のものであること。</p>	表示又は掲出できないものとする。
備考	<p>1 一の敷地内に複数の建築物がある場合の建築物の高さは、当該建築物のうち最も高い建築物の高さをいう。</p> <p>2 彩度の高い色とは、使用する色彩のうち最も彩度の高い色をいう。</p>			備考	<p>1 一の敷地内に複数の建築物がある場合の建築物の高さは、当該建築物のうち最も高い建築物の高さをいう。</p> <p>2 彩度の高い色とは、使用する色彩のうち最も彩度の高い色をいう。</p>		

屋外広告物誘導図 変更前



- 一般A地区
- 一般B地区
- 賑わい景観誘導地区
- 緑景観創出地区



